

第三者意見

環境報告書の信頼性向上に向けて、環境活動で優れた取り組みをされている国立大学法人電気通信大学に環境報告書の内容について意見をいただきました。学外の方から見た本学の環境問題への取り組みや環境報告書の記載内容についての意見を参考に、今後の環境活動や環境報告書作成の改善を図ります。

名古屋工業大学の環境報告書は、環境最高責任者である学長のトップマネジメントのもと、大学の構成員一人一人が地球環境に対する配慮を意識し、産業界や地域社会とともに継続的に環境問題に取り組む重要性を掲げ、その多様な取組を積極的に行っていることが伺え、幅広いステークホルダーの皆様にわかりやすく伝わる内容となっています。

コロナ禍後の活動が再開し、猛暑による空調のエネルギー需要等が増加する中であっても、2024年度の総エネルギー投入量を前年度比で微増に抑制し、コロナ禍前と比較して継続的に削減できていることは、高効率空調機への計画的な更新をはじめとする、これまでの省エネルギー活動の着実な成果のたまものであり高く評価できます。

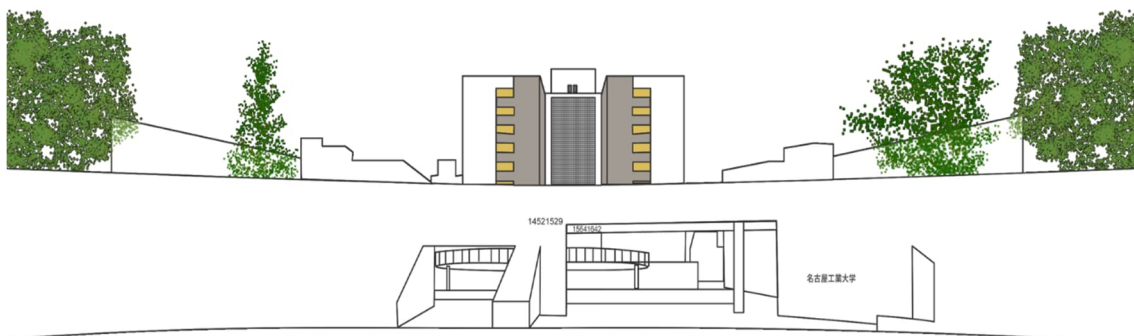
また、環境に関する様々な教育と研究への取組の中で、使われずに捨てられる廃熱を電気エネルギーに直接変換できる技術である「熱電変換」の性能を飛躍的に向上させる新たなメカニズムの発見は、エネルギーの有効活用に大きく貢献するものです。加えて、学生が主体となった「光触媒帽子による夏の快適性向上」の取り組みがビジネスプランコンテストで受賞されたことは、熱中症対策という身近な課題解決に繋がる実践的な「ものづくり」の好例であり、大変素晴らしいと感じました。こうした最先端の研究から学生の活動に至るまで、工科大学としての特色を活かした社会貢献活動として今後の発展が大いに期待されます。

貴学が掲げる「心で工学」を合言葉に、「ものづくり」「ひとづくり」を通じて、持続可能な「未来づくり」に貢献されるとともに、環境配慮活動をさらに発展されますことを祈念いたします。

2025年9月

電気通信大学理事（総務・財務戦略担当）

環境安全衛生管理センター長 大月 光康



監 事 評 価

環境配慮促進法第9条第2項では、「特定事業者は、環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講じることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。」と定められています。

このことにより、環境報告書の信頼性を高めるために評価を実施しました。

評 価 報 告 書

- 1 評価実施者
名古屋工業大学監事 大日方 清 剛
同 児 山 法 子
- 2 評価実施日
2025年 8月 1日 ~ 同年 8月28日
- 3 評価の対象
国立大学法人名古屋工業大学「環境報告書2025」
- 4 評価の方法
環境配慮促進法、同法第8条に基づく環境報告書の記載事項等の手引き（2014年 環境省）、環境報告ガイドライン 2012年版（環境省）、並びに環境報告書に係る信頼性向上の手引き（2014年 環境省）（以下、「環境配慮促進に係る法令等」とする）に基づいて作成されていることを評価するため、「環境報告書2025」の通読及び作成部署に対する質問、ヒアリング等を実施しました。
- 5 評価の結果
 - (1) 名古屋工業大学「環境報告書 2025」は、環境配慮促進に係る法令等に基づいて作成されており、環境への取組みの「見える化」と説明責任を果たし、名古屋工業大学の価値と信頼性の向上に寄与しているものと評価します。
 - (2) 「2. 環境配慮に関する取組状況」に記載されているエネルギー使用量の削減において、電力の使用量が2023年度比で2.1%増加しました。また、省資源において紙の使用量も3.1%増加する結果となりました。猛暑による空調需要の増加、教育・研究活動の活発化が増加の要因とされていますが、これらの要因は今後も継続することが予想されます。学内構成員へ省エネ対策への更なる協力依頼と意識醸成、DX推進によるペーパーレス化の促進等を図る事を期待します。
 - (3) 「3. 環境配慮計画」に記載されている環境汚染の防止におけるPCBの達成度評価において、「実施した」との表記がありますが、当項目については達成目標年度が近づいている（2027年3月までに処理する）ことから、目標達成度合いがわかる記述を追記されることをお勧めします。
 - (4) 「6. 環境改善に関する取組」に記載されている学生環境改善プロジェクトにおいて、今年度は学生課外活動団体の活動が紹介され、取組みの広がりを知ることが出来ました。環境改善への取組みを教育の一貫として捉え、今後も学生の環境に対する意識向上と行動促進に努めていただくことを期待します。
 - (5) 大学の維持管理・運営は、環境配慮促進法のみならず多くの環境関連法令等により進められています。報告書の透明性と説明責任をより一層高め、環境に係るコンプライアンス機能の適切性を評価する一助とするため、環境関連法令等の遵守状況を網羅的に示す項目を新たに設けることをご検討下さい。

以 上